

○令和 7 年度東温市結婚新生活支援事業助成金交付要綱

(令和 7 年 3 月 31 日告示第 64 号)

(趣旨)

第 1 条 この告示は、国及び愛媛県と連携して、経済的理由により結婚に踏み出せない者を対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することを目的として、新生活に必要な経費に対し、予算の範囲内で東温市結婚新生活支援事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、東温市補助金等交付規則（平成 22 年東温市規則第 23 号）及び東温市各種補助金等交付・適用基準（平成 22 年東温市告示第 94 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までの間に婚姻届を受理された夫婦が属する世帯をいう。
- (2) 住宅取得費用 東温市内（以下この条及び次条において「市内」という。）において新婚世帯の居住の用に供する住宅（以下この条において「居住住宅」という。）の取得に要する費用をいう。ただし、当該住宅に係る土地の取得に要した費用を除く。
- (3) 住宅リフォーム費用 市内の居住住宅について、修繕、増築、改築、設備更新等（以下この号において「住宅改修等」という。）を業として営むものに住宅改修等を行わせるために要する費用をいう。ただし、倉庫及び車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用並びにエアコン、洗濯機等の家電購入及び設置に係る費用を除く。
- (4) 住宅賃借費用 市内の居住住宅に係る賃貸借契約により発生した賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。この場合において、当該新婚世帯に属する夫婦の両方又は一方が、住宅手当として一定の金額を定期的に受けているとき、又は他の制度により住宅の賃貸に係る補助を受けているときは、当該補助額に相当する額を控除する。

- (5) 引越費用 新婚世帯又は婚姻予定の者が、市内の住宅に引越しをするために、引越業者又は運送業者への支払に要する費用をいう。
- (6) 時短家電費用 家事負担の軽減が図られる家庭用電気製品の購入に要する費用をいう。
- (7) 省エネ家電費用 エネルギーの消費性能に優れた家庭用電気製品（統一省エネラベル 2 つ星以上の製品に限る。）の購入に要する費用をいう。
- (8) 貸与型奨学金 独立行政法人日本学生支援機構、地方公共団体等が学資として貸与する資金その他これに準じるものであって、市長が認めるものをいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付対象となる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 夫婦（前条第 1 号に規定する夫婦をいう。この条及び別表において同じ。）のいずれか一方であること。
- (2) 第 6 条第 1 項の規定による申請をする日において、夫婦の両方又は一方が、市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づく東温市の住民基本台帳に記録されていること。
- (3) 新婚世帯が、次のいずれかに該当すること。
 - ア 婚姻届を受理された日（以下この号及び次条において「婚姻日」という。）において、夫婦の両方が 29 歳以下であって、前年における当該夫婦の所得の合計額（当該夫婦の両方又は一方が、貸与型奨学金の返済を行っている場合は、前年における当該返還額を控除した額。以下この号及び別表において「世帯所得」という。）が 660 万円未満であること。
 - イ 婚姻日において夫婦の両方又は一方が 39 歳以下であって、前年における当該夫婦の世帯所得が 500 万円未満であること。
- (4) 申請日から起算して 1 年以上継続して市内に定住する意思があること。

2 前項の規定にかかわらず、夫婦の両方又は一方が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）に基づく保護を受けている者
 - (2) 市税等を滞納している者
 - (3) 過去に同様の制度による助成を受けた者
 - (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者
- （助成対象経費）

第 4 条 助成対象経費は、婚姻日以後の住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用、時短家電費用及び省エネ家電費用（以下「対象費用」という。）であつて、令和 7 年 4 月 1 日から市長が別に定める日（以下この条において「対象期間」という。）までに支払った額とする。この場合において、婚姻日の 1 年前から婚姻日の前日までの対象費用であつて、対象期間に支払ったものについては、助成対象経費とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、対象費用（引越費用、時短家電費用及び省エネ家電費用を除く。）のうち、契約書等の書面の作成をすることなく支払った費用は、助成対象としない。

（助成金の額）

第 5 条 助成金の額は、前条に規定する助成対象経費に相当する額とし、別表に定める額を限度とする。

2 前項に規定する助成金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（助成金の交付申請）

第 6 条 助成金の交付を受けようとする者（以下次条及び第 10 条において「申請者」という。）は、東温市結婚新生活支援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第 1 号）に、助成対象経費に係る領収書その他市長が別に定める必要書類を添付し、令和 8 年 2 月 28 日までに、市長に提出しなければ

ばならない。この場合において、申請は、1世帯につき1回を限度とする。

(助成金の交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査の上、助成金の交付の可否を決定し、東温市結婚新生活支援事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付決定を受けた者（以下次条及び第9条において「交付決定者」という。）に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この告示の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段によって助成金の交付を受けたとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、東温市結婚新生活支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第3号）により交付決定者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に交付した助成金があるときは、東温市結婚新生活支援事業助成金返還請求書（様式第4号）により交付決定者に対し、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(調査)

第10条 市長は、必要と認めるときは、申請者に書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。この場合において、申請者は、当該調査等に協力しなければならない。

(その他)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 5 条関係)

区分	助成対象経費	助成金 上限額
夫婦の両方が 29 歳以下であって、世帯所得 500 万円未満の世帯	住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用	60 万円
	時短家電費用、省エネ家電費用	20 万円
夫婦の両方が 29 歳以下であって、世帯所得 500 万円以上 660 万円未満の世帯	住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用	20 万円
	時短家電費用、省エネ家電費用	20 万円
夫婦の両方が 39 歳以下であって、世帯所得 500 万円未満の世帯	住宅取得費用、住宅リフォーム費用、住宅賃借費用、引越費用	30 万円

様式第 1 号(第 6 条関係)

東温市結婚新生活支援事業助成金交付申請書兼請求書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 7 条関係)

東温市結婚新生活支援事業助成金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 8 条関係)

東温市結婚新生活支援事業助成金交付決定取消通知書

[別紙参照]

様式第 4 号(第 9 条関係)

東温市結婚新生活支援事業助成金返還請求書

[別紙参照]